

# 第1回 医療構造改革に係る都道府県会議

## 資料

平成18年11月6日（月）

厚生労働省健康局

## <目 次>

- 1 地域・職域連携推進協議会の設置・運営状況について・・・ 1
- 2 老人保健事業の基本健康診査の委託先報告要領(案)について・・・ 9
- 3 がん対策基本法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 都道府県におけるがん対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 がん対策の推進に関する意見交換会の開催及び  
がん対策の推進に関するご意見の募集について・・・・・・・・ 17

# 地域・職域連携推進協議会の 設置・運営状況について

厚生労働省 健康局 総務課保健指導室

## 地域・職域連携推進協議会の目的

- 地域・職域において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するために地方公共団体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報提供を行い、保健事業に関する共通理解の下、それぞれが有する保健医療資源を相互に活用、又は保健事業の実施により連携体制を構築する。
- また、都道府県健康増進計画の改定に際し、役割分担・連携促進について協議するために、設置及び運営を行う。
- 各実施主体ごとの計画案を踏まえた目標等の決定、役割分担、連携方策を議論する。

## 地域・職域連携推進協議会における協議事項

- ① 都道府県健康増進計画や各関係者ごとの事業実施計画に位置づける目標値の設定
- ② 各関係者が行う健診・保健指導全体の推進方策・人材確保 等

例)保健師、管理栄養士等のマンパワーの育成方策、  
健診・保健指導のアウトソーシング先となる民間事業者の育成方策 等

- ③ 各関係者が行う、普及啓発事業の連携促進等の推進方策 等

例)生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するため、壮年期だけでなく母子保健、学校保健、介護予防とも連携した普及啓発事業の推進方策 等

# 地域・職域連携推進協議会(都道府県協議会)設置状況

平成18年10月末現在設置済み	22
平成18年度末までに設置予定	22
平成19年度中に設置予定	3

(平成18年10月末現在)

(内訳)	自治体名
平成18年度10月末現在設置済み(22)	北海道、青森、岩手、山形、栃木、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、愛知、兵庫、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、長崎、鹿児島
平成18年度末までに設置予定(22)	宮城、福島、茨城、群馬、埼玉、石川、静岡、滋賀、京都、大阪、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、沖縄
平成19年度中に設置予定(3)	秋田、長野、三重

## 地域・職域の連携の推進に必要な経費に対する予算補助について

### (概要)

地域保健、職域保健の連携により、ポピュレーションアプローチを効果的・効率的に進めるとともに、都道府県健康増進計画の評価や見直し、民間事業者の育成等を含めた健診・保健指導事業の実施のための体制を整備するもの。具体的には、地域・職域連携推進協議会の設置・運営(※)費用(報償費、旅費等)の2分の1を補助する。

※協議会の開催、協議会構成メンバーによる合同研修会等の開催など

(19年度要求額)	39,000千円(都道府県・指定都市補助金)
(18年度予算額)	39,000千円(都道府県・指定都市補助金)

# (参考)設置・運営状況の例

都道府県	奈良県	東京都	千葉県
設置時期	平成17年10月	平成18年7月	平成18年9月
協議会名称	なら健康増進戦略会議 地域職域部会	東京都健康増進プラン21 評価戦略会議 健康づくり推進部会	健康ちば地域・職域連携 推進協議会
設置形態	既存の協議機関を活用 (健康増進計画の推進母 体である「なら健康増進戦 略会議」に設置)	既存の協議機関を活用 (具体的な検討を行うため、 「東京都健康増進プラン21 評価戦略会議」に設置)	新たな協議機関として設置
目的	地域保健と職域保健の連 携により、健康づくりのた めの健康情報のみならず、 保健事業の実施に要する 社会資源を相互に有効活 用し、生涯を通じた継続的 な保健サービスの提供体 制を整備する。	地域職域の連携 (プラン21の推進を図るた め、各関係機関の取組方 策や連携方策等を検討す る)	広域的な地域・職域連携を 図り、地域の実情に応じた 協力体制による生涯を通じ た継続的な保健サービス の提供・健康管理体制を 整備・構築するとともに、健 康ちば21(県健康増進計 画)の推進に寄与すること。



		奈良県	東京都	千葉県
構成メンバー	地域保健 関係機関	保健所長会、 市町村看護職員協議会	八王子保健所、 荒川区、国分寺市、 新宿区(国保)、国立市(国保)	保健所長会、 市長会、町村会
	職域保健 関係機関	健康保険組合連合会、 社会保険事務局、  労働局、産業保健推進センター、 中小企業団体中央会、 商工会議所・商工会連合会、 日本労働組合連合会、 農業協同組合、 市民生活協同組合、 事業所（奈良交通株式会社、株 式会社南都銀行）	健康保険組合連合会、 社会保険事務局、  労働局、産業保健推進センター、	健康保険組合連合会、国保連合会、 社会保険事務局、社会保険健康事 業団県支部、 労働局、産業保健推進センター、 中小企業団体中央会、 経営者協会、 厚生農業協同組合連合会
	その他 関係機関	県国保連合会、 県医師会、県歯科医師会、 県薬剤師会、県看護協会、 県栄養士会、県歯科衛生士会、 学識経験者(大学)、 健診機関(奈良県健康づくり財団)	都国保連合会、 都医師会、都歯科医師会、  学識経験者(大学、国立保健医 療科学院)	県国保連合会、 県医師会、県歯科医師会、 県薬剤師会、県看護協会、 県栄養士会、 学識経験者(大学、産業医)、 健診機関(ちば県民保健予防財団)、 住民や労働者の代表(県労働福祉 協議会、県食生活改善協議会)
事務局	県福祉部健康安全局健康増進課	都福祉保健局保健政策部健康推 進課	県健康福祉部健康づくり支援課 7	

	奈良県	東京都	千葉県
協議会において議論された内容	<p>○奈良県における健康課題の現状</p> <p>①女性の死亡率順位が高い、循環器疾患及びがんの死亡率が高い。</p> <p>②40歳代の男性に心筋梗塞、肥満が増加している。</p> <p>③職域に健康課題としては、がん、自死が増加している。</p> <p>④職域の課題としてメンタルヘルス、健診の事後措置の問題等がある。</p> <p>⑤地域・職域に共通してメタボリック症候群が健康づくりの課題である。</p> <p>○地域・職域連携のモデルとして先進事例の報告</p> <p>○分析した健康課題の現状に基づく地域・職域連携課題の提案</p> <p>○保健事業、研修会・セミナーの共同企画・実施及び地域保健関係施設、関係団体等の相互有効活用</p>	<p>○健康推進プラン21の中間評価</p> <p>○後期5カ年計画における重点的に取り組む課題</p> <p>糖尿病、がん、こころの健康を挙げ、職域との連携、体験を通じた普及啓発を中心に一次予防に努める。</p> <p>○モデル事業の実施</p> <p>①糖尿病対策の小規模事業所での実施</p> <p>②こころの健康づくりについて中小企業に勤務する都民のストレスに対する対処能力の向上</p> <p>○平成19年度にプラン21の一部改正を行うための今年度都民健康・栄養調査の実施</p>	<p>○「メタボリックシンドローム対策総合戦略事業(平成18年度)」の実施状況</p> <p>○協議会の意義や関係機関・団体の役割の明確化</p> <p>○生活習慣病だけではなく、幅広い観点からの健康づくりの検討</p> <p>○ヘルスプロモーションの理念に基づいた環境づくりへの配慮</p> <p>○県庁内での連携</p> <p>事務局は健康づくり支援課が行うが、雇用労働課、保険指導課の担当者にも協議会へ出席依頼</p>

## 老人保健事業の基本健康診査の委託先報告要領(案)

### 1. 目的

平成20年度から生活習慣病予防のための「健診・保健指導」を医療保険者が実施することとなる。この「健診・保健指導」では、糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を25%減少させることを政策目標として掲げている。「健診・保健指導」においてこのような効果を期待するためには効率的・効果的に保健指導に従事する人材の確保及び育成が重要である。

また、「健診・保健指導」の実施には、保健指導の人的資源が相当数必要なことから、医療保険者が保健指導業務を事業者にアウトソーシング(業務委託)することも想定されている。

そこで、今後、地域において「健診・保健指導」事業の受け皿となる可能性のある社会資源の状況把握を目的として、既存の保健事業の一つである老人保健事業の基本健康診査における委託先について現状を把握するものである。

### 2. 報告対象

平成17年度に市区町村が老人保健事業の基本健康診査において委託契約をしている事業者

### 3. 報告の流れ

- 1) 都道府県は別紙「老人保健事業の基本健康診査の委託先報告用紙」に記入の上、FAXもしくはE-mailにより厚生労働省健康局総務課保健指導室宛に提出する。
- 2) 報告用紙の記入については、貴都道府県の老人保健主管課と協議の上、衛生主管課の担当者が記入することとする。

### 4. 報告内容

平成17年度に実施した老人保健事業の基本健康診査での委託先について実施方法別の市区町村数、受診者数及び委託先の健診機関、民間企業の正式名称等

### 5. 報告用紙の提出期限

平成18年11月30日(木) (必着)

### 6. 結果について

集計した結果については、「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」及び関連する検討会等での資料や今後実施予定のアウトソーシング先に関する実態調査等での事前資料として活用する。また、結果についての自治体への情報提供も併せて行う

### 7. 留意事項

報告用紙の内容に現時点で都道府県が把握していない項目がある場合は、都道府県が当該市区町村へ確認の上、記入すること。

送り先 FAX 03-3503-8563

E-mail ninomiya-hirofumi@mhlw.go.jp

厚生労働省健康局総務課保健指導室 行

## 老人保健事業の基本健康診査の委託先報告用紙(案)

都道府県名			
担当部署名			
担当者名	TEL		
	E-mail		

1 委託先の実施方法別に市区町村数、受診者数をご記入ください。尚、平成17年度の実績分をご記入ください。

	個別	受診者数	集団	受診者数
①医師会委託タイプ 例：地区医師会と委託契約しているもの	(市区町村)	人	(市区町村)	人
②病院委託タイプ 例：医師会経由ではなく総合病院や健診部門のある病院と直接委託契約しているもの	(市区町村)	人	(市区町村)	人
③健診機関タイプ 例：(財)日本予防医学協会、(財)結核予防会等	(市区町村)	人	(市区町村)	人
④民間企業タイプ 例：株式会社の形態の事業者と委託契約しているもの	(市区町村)	人	(市区町村)	人
⑤直営タイプ	(市区町村)	人	(市区町村)	人
⑤その他 ( )	(市区町村)	人	(市区町村)	人
都道府県合計		人		人

2 貴都道府県内で老人保健事業の基本健康診査の委託を受けている病院(1の②病院委託タイプにあたるもの)の数をご記入ください。

総病院数 ( ) 箇所/ 委託をうけている病院数 ( ) 箇所

3 貴都道府県内における委託先の健診機関(支部名も含む)(1の③健診機関タイプにあたるもの)、民間企業(1の④民間企業タイプにあたるもの)の正式名称をご記入ください。

また、平成20年度からの「健診・保健指導」での保健指導の実施の可能性についてもご記入ください。

(○：実施予定あり ×：実施予定なし △：検討はしているが未定 ■：事業者の意向は分からない)

例) ☆☆健診会◇◇県支部	○	※枠が足りない場合は、別の紙に追加してご提出ください	
①		②	
③		④	
⑤		⑥	
⑦		⑧	
⑨		⑩	

ご回答ありがとうございました。

[本調査に関するお問い合わせ先] 厚生労働省健康局総務課保健指導室 担当：二宮 須藤  
 TEL：03-5253-1111(内線2392) FAX：03-3503-8563